

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和37年12月から62年3月まで
③ 昭和62年9月から63年3月まで

国民年金が始まったころ、民生委員をしていた父親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていた。

昭和39年10月に再婚した後は、市役所といくらぐらい納められるかを相談しながら夫婦分の保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立期間①は6か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金制度発足とともに、その父親が申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとした上で、同制度発足時には、婚姻していた元夫とは別居して、申立人の父親と同居していたともしており、事実、申立人の保険料納付は、昭和36年4月から始まっており、申立期間①前後は納付済みであること、このころは、生活状況の変化も無かったとみられることなどから、申立期間①が未納とされているのは不自然である。

2 申立期間②及び③について

申立人は、当該期間については、再婚して、しばらくたった後、市役所から電話があり、納付金額について相談しながら、夫婦の保険料を納付書

により納付したと述べているが、昭和 38 年に離婚し、翌 39 年に再婚するなど、申立期間②当時の生活状況に大きな変化があったことが推認されるほか、48 年 3 月までは申立人が主張する納付方法は、当時の実際の納付方法と一致しない上、申立人が納付したとする保険料月額も申立期間の実際の保険料月額とは相違している。また、申立人には、免除とされている期間が複数みられるが、免除申請を行った記憶は無いとするなど、申立人の保険料納付等に係る記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、申立人夫婦は、昭和 50 年 4 月に国民年金被保険者資格を喪失しており、夫婦共に申立期間②のうち、同年同月から 62 年 3 月までは未加入期間とされている上、申立期間③については、夫婦共に未納とされているほか、申立期間以外にも未納期間が散見される。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳番号が払い出されたことはいかがえない上、申立人が申立期間②及び③に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1133

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、国民健康保険や国民年金について当時何も知らなかったが、広報か新聞を見て国民年金の加入手続及び保険料の免除申請を市役所で行った。申立期間についても免除申請手続を行ったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、会社を退職して収入が無く、申立人の母親に扶養されていたと述べている上、申立期間の前後の期間の保険料も免除されていることから、生活状況に変化は認められない申立期間においても保険料を免除される要件を満たしていたものと考えられる上、12 か月と比較的短期間である申立期間が免除とされず未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月31日から5年7月1日まで
② 平成5年7月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。平成3年4月にA事業所に入社し、同社の営業権を引き継いだB事業所に引き続き勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA事業所における複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、当該事業所に平成5年6月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の複数の同僚は、「申立期間において、申立人とずっと一緒に勤務していた。申立人は支店長をしていた。」「申立期間は給与額に変化はなく、厚生年金保険料は控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成4年11月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は解散しており、申立期間当時の事業主も亡くなって

いるため不明であるが、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、雇用保険の加入記録及びC事業所（B事業所が社名変更）が保管している申立人に係る雇用期間の記録により、申立人は申立期間②にB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業所の元事業主及び元事務担当者は、「B事業所では、平成5年7月14日に厚生年金保険の適用事業所になったものの、事務の混乱から、一度に全従業員を厚生年金保険に加入させることができなかった。被保険者資格取得の届出を行っていない従業員から保険料を控除することはなかった。」と証言している。

また、C事業所は、「B事業所に係る厚生年金保険関係資料はすべて廃棄しているため、申立期間②当時の申立人のB事業所での厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和39年4月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月25日から39年4月2日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、申立期間は、B市にあったA事業所から当該事業所がC市に新設した工場(後に、D事業所に名称が変わった。)に移る時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、「A事業所はC市に移りその後D事業所に社名が変わったが、自分及び申立人は申立期間においても継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人は、昭和38年8月25日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、39年4月2日にD事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、オンライン記録では、A事業所は、昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、申立人及び複数の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失日は同年8月25日と記録されているにもかかわらず、同年10月1日付け及び39年10月1日付けの標準報酬月額の定時決定の処理が行われており、当該定時決定の記録は二重線で取り消されている上、健康保険被保険者証滅失の処理が40年11月2日に行われたことが確認でき、これらの訂正処理前の記録から、38年10月1日

において、A事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和38年8月25日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、元同僚の証言及びD事業所における申立人に係る資格取得日から、39年4月2日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年5月15日、資格喪失日は20年8月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年5月15日から20年8月15日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A社B事業所C工場に勤務していたことは確かであり、当該工場に勤務していた期間中に召集されたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張しているA社B事業所C工場に入社してから退社するまでの勤務状況、同工場敷地内における工場、寮、守衛所の配置状況、空襲警報に対する職場の避難状況及びDによる同工場の被害状況は具体性があり、文献の内容とも一致していること、及び申立人が記憶する同僚の子は、「父は病気で話ができないが、父が健在なころ、父から、近所に住む申立人とは、終戦前の1年程、A社B事業所C工場と一緒に働いていたと聞いている。」と証言していることから、申立人は、同工場に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、厚生年金保険台帳記号番号払出簿によると、申立人及び申立人が記憶する同僚は、昭和19年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できない。

さらに、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を管理していた社会保険事務所は、戦災により当該被保険者名簿についてはすべて焼失したことから当該被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時、復元が完全に行われなかったことがうかがわれ、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をかながみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年5月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、A社B事業所が終戦により事業停止したことが確認できるため、申立人の主張どおり20年8月15日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

静岡厚生年金 事案 1049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から同年10月1日まで
昭和44年9月1日にA事業所に入社した。失業保険被保険者証では同日に資格を取得している。

厚生年金保険についても、昭和44年9月1日に被保険者資格を取得したと考えられるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した失業保険被保険者証及びA事業所の労働者名簿から判断すると、申立人は、同事業所に昭和44年9月1日から勤務していたことが認められる。

また、元事業主は、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた旨の証言をしている。

さらに、オンライン記録において、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日前後に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚について、当該同僚の雇入日を労働者名簿で確認したところ、いずれの者も雇入日が厚生年金保険の資格取得日となっており、A事業所では雇入日から厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

しかし、A事業所B支店には、昭和46年3月31日の退職日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会から提出された加入員台帳及びC事業所(A事業所が名称変更)から提出された人事記録、当該事業所の担当者の回答等から判断すると、申立人は、A事業所に昭和46年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店の昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1051

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年10月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月7日から31年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。

給与明細等はないが、A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が相違しているものの、申立人の旧姓と同姓同名で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該記録は、昭和23年10月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、B事業所（A事業所が名称変更）から提出された申立人の旧姓と同姓同名の「厚生年金保険個人カード」によると、生年月日欄の記載は申立人の生年月日と月日が相違しているものの、昭和23年10月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A事業所において、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人と申立期間にA事業所の経理課で一緒に経理事務の仕事をしていた。その後、申立人は兄の転勤に伴い、昭和31年8月末に退職していった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、これらの記録は申立人に係るものであると確

認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和23年10月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年12月6日法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 1052 (事案 678 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額が4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月20日から47年4月1日まで

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない、との通知を受けたが、当初の判断後、A事業所の事業主が、「当時のことについて思い出したことがある。」と述べていたので、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格喪失日(昭和45年11月20日)が明記されていること、A事業所の事業主が、「申立人の雇用期間及び保険料控除を詳細に覚えていない。」と回答したこと、申立人の健康保険被保険者証の所持に関する主張が不自然であることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、A事業所の事業主から、「申立人の勤務状況を思い出し、申立期間において、申立人が当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除していた。」「健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が昭和45年11月20日となっていることについて、職制の変更があり、申立人が継続勤務していたにもかかわらず、事務手続において誤った届出を社会保険事務所(当時)に行った。」との証言があった。これにより、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期

間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、事業主の証言及び申立人に係るA事業所における昭和45年10月の社会保険事務所の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は昭和45年11月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成2年5月まで

私が37歳であった昭和61年ごろ、市役所から電話があり、35歳から国民年金保険料を納付しないと60歳になった時に年金を受給できないと言われ、保険料を2年分さかのぼり分割払いができるとの説明を受けた。店に集金に来ていた金融機関職員に保険料を預けて納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が37歳であった昭和61年ごろ、2年分さかのぼって国民年金保険料を納付できること、及び分割払いができることの説明を受け、現年度分及びさかのぼった分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、オンライン記録上、申立期間直後の平成2年6月から4年3月までの保険料を同年6月から6年3月までにかけて1か月単位に分割して過年度納付するとともに、現年度保険料を納付していたことが確認でき、申立人が主張する保険料納付に近い状況が認められる。

また、申立人は、自身の過年度保険料の分割納付については1回だけであったと記憶していることから、申立人は、上述のとおり、平成4年6月から6年3月までにかけて行った自身の保険料納付に係る記憶を申立期間の保険料納付と混同している可能性がある上、申立期間については、その夫も未納及び申請免除とされており、保険料を納付した形跡がうかがえない。

さらに、申立人は、納付金額や納付時の分割回数等の記憶は曖昧であるほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1135 (事案 590 及び 958 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 41 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 41 年 9 月まで

母親から、私が国民年金に加入していること、両親や叔母の分と一緒に私の保険料を納付していることを聞いた覚えがあるが、社会保険事務所(当時)の記録によると自分の分だけが未加入とされていることに納得がいかない。前回、申立が認められなかったが、再度説明させてほしい。もし、仮に国民年金に加入していなかったとしても、さかのぼって保険料を納付できないような経済状況でなかったはずである。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人が国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親から状況確認ができないため、申立期間に係る国民年金加入手続の状況及び保険料の納付状況は不明であること、ii) 申立人に対して、昭和 42 年 4 月 15 日にその元妻と連番で払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は同年 4 月ごろ国民年金加入手続を行ったものと考えられ、申立期間当時は国民年金には未加入であったことになるため、保険料を納付することはできなかつたとみられること、iii) 申立人が提出した申立人の友人二人の国民年金記録からは、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い保険料を納付組織で納付したことはうかがえないこと、iv) 申立期間当時、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行っていたことを推認するに足る関連資料及び周辺事情に乏しいことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいても、当初申立てと同様に、20 歳になる際に、申立人の母親から、国民年金に加入する旨を聞いた記憶があるため、その母親が、加入手続きを行い、納付組織を通じて、申立人の両親や叔母の分と一緒に保険料を納付しているはずであるとしているのみであるが、申立期間は未加入期間であり、納付組合が過年度保険料を集金することは無いほか、申立人の友人二人が未加入であるのは、申立人の保険料の納付に関わった同組織の事務が杜撰^{ずさん}であった証拠であると主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私は、これまで国民年金の保険料に関して、未納があるとの連絡を受けたことは無い。公務員を退職した年に、大学病院で2度の手術を受けているが、父親が私の国民健康保険の加入手続をして保険料を納付してくれていたことから、国民年金の加入手続も一緒にしてくれたと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親も既に他界しており、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人は、昭和41年3月の退職後、申立人の父親が申立人に係る国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年12月に払い出されており、これ以外に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の記憶は無く、申立人が唯一所持する国民年金手帳（昭和43年12月に交付）にも申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和43年9月と記載されているほか、オンライン記録上も申立期間は未加入とされていることから、申立期間当時、申立人が国民年金被保険者資格を有していたことはうかがわれず、申立人の父親は申立期間当時、申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関

連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から62年3月までの期間及び同年9月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和45年4月から62年3月まで
②昭和62年9月から63年3月まで

申立期間について、夫婦で、市役所といくらぐらい納められるかを相談しながら納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、市役所と納付金額について相談しながら、夫婦の保険料を納付したと述べているが、納付時期、納付金額に係る記憶は明確ではない。

また、オンライン記録によれば、申立期間①及び②は申立人の妻も未納、未加入とされている上、申立期間以外にも未納期間が散見される。さらに、申立人夫婦は、昭和50年4月に国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間①のうち、50年4月から62年3月までは未加入期間となっている。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない上、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 59 年 2 月まで

私には、国民年金保険料を納付していない期間があるが、それは独身時代のことであり婚姻後は国民年金に対する加入意識も積極的なものに変化していたと思う。昭和 57 年 12 月に会社を退職した時は、私が町役場へ行き国民年金の加入手続をしていると思うので調査、確認をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 12 月に会社を退職した時、国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、これらについての確かな記憶が無いとしているほか、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録では、申立人は 55 年 9 月 1 日をもって国民年金被保険者ではなくなった後、59 年 3 月 10 日に国民年金任意加入被保険者となるまで、国民年金被保険者ではなかったこととされている上、同手帳に記載される国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が申立人に払い出されたこともうかがえないことから、申立人が 57 年 12 月の退職時に国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したことは考え難い。

また、申立期間当時、申立人の妻は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入については、任意加入となり、申立人は、制度上、任意加入となる期間についてさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできないことから、申立人が 59 年 3 月 10 日に国民年金に任意加入したとされ、申立期間について、さかのぼって資格取得されていないことに特に不自然さも認められない。

さらに、申立人が申立期間当時、居住していた町の電算記録でも、申立期

間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 6 月ごろから 21 年 5 月ごろまで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間について A 事業所に勤務したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 16 年 4 月当時の同僚に係るメモの内容が詳細に記入されていることから、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立期間のうち、昭和 16 年 6 月ごろから 17 年 5 月 31 日までの期間については、労働者年金保険の制度が施行される以前の期間である。

また、C 県が保管する陸軍戦時名簿から、昭和 18 年 2 月 10 日から 21 年 3 月 31 日までの期間については、申立人は入営前に A 事業所を退職し、現役志願により入営していたことが確認でき、当該県が保管する復員名簿の記録から、復員後の同年 4 月 30 日における申立人の職業について、「自宅に於いて農業」と記載されていることが確認できる。

さらに、B 事業所 (A 事業所を承継した事業所) に照会したところ、「色々な点から調べたが、申立人の在籍、退職に関する資料は残っていない。」と回答しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況について確認することはできなかった。

なお、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 7 月 1 日ま

でに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人が提出した同僚に係るメモに記載されている複数の同僚についても、氏名が見当たらない者が見受けられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1054 (事案 374 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月16日から29年2月1日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金の支給記録の訂正につながる主張があるので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から10日後の昭和29年2月11日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に給付記録が記されており、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「平成元年に社会保険事務所(当時)の職員に脱退手当金が支給されていないと言われ年金手帳が交付された。」と主張し、そのとき一緒に社会保険事務所に行った同僚の証言書、年金手帳の写しなどを提出しているが、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、申立期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて5ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年2月1日の前後約2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者4名のうち、資格喪失

後1か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた1名を除く3名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3名全員に支給記録があり、そのうち2名に資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月から25年9月30日まで
ねんきん特別便では、昭和21年から25年9月までの年金記録が空白になっている。船員手帳では、22年5月から船舶所有者AのB船舶に乗船していたという記録が残っている。
昭和22年5月以前の船員手帳は見当たらないが、終戦後、しばらくしてから乗船していたため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳及びB船舶に乗船していた同僚の証言から、申立人がB船舶に乗船していたことは確認できる。

また、申立人は、「B船舶は漁船であり、遠洋漁業をしていた。」と述べているところ、船員保険の適用範囲が一般漁船船員まで拡大されたのは、昭和22年12月1日からである上、オンライン記録により、船舶所有者Aが船員保険の適用事業所となったのは25年10月1日であることが確認でき、同日に船員保険被保険者の資格を取得した複数の同僚の年金記録を確認したが、申立期間当時、船員保険被保険者となっている同僚は確認ができなかった。

さらに、船舶所有者Aは既に船員保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時に当該船舶所有者において被保険者となっていた複数の同僚により、船舶所有者及び船長は既に死亡した旨の証言を得たことから、船舶所有者の遺族に照会したが、「当時の資料は無い。」と回答しており、船員保険料控除の状況について証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元取締役は、「申立人がA事業所に勤務していたことは記憶している。」と回答していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上述の元取締役は、「A事業所では試用期間を設け、社会保険に加入させていない期間があった。自分も入社後4か月間の未加入期間があった。」と証言しており、また、別の元取締役は、「A事業所は半年程度の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に未加入の期間である。また、昭和35年当時ならば、1年ほど社会保険に入れていないこともありうる。」と証言している。

また、申立期間当時の複数の元従業員は、「自分の年金記録も入社と同時に厚生年金保険に加入していない。」と述べており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該複数の従業員の被保険者資格取得日は、それぞれの者が記憶する入社時期の8か月後又は1年後になっていることが確認できる。

さらに、A事業所に照会したが、申立期間当時の資料は保管していないと回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和34年

3月1日から36年1月30日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月ごろから22年5月23日まで
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所での加入期間が昭和22年5月23日から23年7月31日までとなっている。

しかしながら、昭和20年9月ごろからA事業所で勤務していたと思うので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同僚が所持する申立期間中に撮影されたとするA事業所での集合写真に写る複数の同僚は、当該集合写真の撮影されたとする日より後にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年5月23日に被保険者資格を取得している者は、申立人を含め7人であったことが確認でき、このうち一人の者は、「申立人を含めた4人は、自分より先にA事業所で勤務していた。自分を含めた残りの3人は、ほぼ同時期にA事業所に入社したが、入社日は同じ日ではなかった。」と証言している。

以上の事情を勘案すると、A事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は、他の年金制度に移行したことから既に厚生年金保険の適

用事業所でなくなっており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況についてB共済組合に照会したものの、「制度移行前にA事業所を退職した者については、関連資料を保管していないため不明である。」と回答しており、また、A事業所の事務担当者は既に死亡していることから、申立期間当時の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 25 日から 38 年夏ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間にA事業所B支店で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該事業所の寄宿舎で3回冬を越した記憶があり、勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA事業所B支店で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元同僚は、申立人が勤務していたことを記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の複数の元同僚からは、申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる証言を得ることはできなかった。

また、現在、A事業所B支店の厚生年金保険の適用を継承しているC事業所は、「C事業所及びA事業所B支店（現在は、C事業所B支店）の人事記録を調べてみたが、申立人の名前は見つからなかった。申立期間当時、A事業所B支店が厚生年金保険の加入についてどのような取扱いをしていたのかは分からない。」と述べており、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、昭和35年2月6日から38年11月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間のうち昭和36年7月1日から37年5月1日まで別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていること

が確認でき、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1059

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年9月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえるが、申立人の記憶する同僚は、オンライン記録によれば、申立期間の半ばに厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人が当該事業所に勤務していた期間については確認できなかった。

また、A事業所に申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間当時の記録を保管するA事業所の親会社であるB事業所に照会したところ、B事業所の事務担当者は「申立期間当時において厚生年金保険の加入が確認できる同僚の台帳は保管されているが、申立人の個人台帳、年金台帳及び健保台帳が見当たらないことから、申立人は厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。また、当時正社員であれば確実に厚生年金保険及び健康保険に加入させていたため、申立人は正社員ではなかったと考えられる。」と回答している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和47年1月21日から61年3月1日までの間に資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 31 日から 64 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。年が明けてから健康保険被保険者証を返却したため、昭和 63 年 12 月 31 日まで、A事業所に在籍していたと認識していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA事業所での厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 63 年 12 月 31 日であることが確認できるところ、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているほとんどの同僚の記録においても、各月の末日及びその数日前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚のうち複数の者は、「保険料の負担を考慮して、月末まで在籍せず、退職月の内に被保険者資格を喪失するのが慣例であった。」と述べている。

また、申立期間当時の事業主の妻は、「申立期間当時、A事業所では、月末まで在籍する者は少なかった。」と回答している。

これらのことから、申立人は、申立期間においてA事業所に在籍していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人に係る勤務状況、厚生年金保険料控除の状況を確認できる証言及び資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。